

7 住 政 第 156 号
7 住 整 第 50 号
令 和 7 年 7 月 4 日

京都府住宅審議会
会長 高田 光雄 様

京都府知事 西脇 隆俊



諮 問

京都府附属機関設置条例（昭和 28 年京都府条例第 4 号）に基づき、下記の事項について
諮問します。

記

- 1 今後 10 年の住宅政策のあり方について
- 2 今後 10 年の府営住宅等のあり方について

諮問趣旨

【諮問事項 1】

今後 10 年の住宅政策のあり方について

京都府では、府内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する「京都府住生活基本計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度）を定め、住宅施策を総合的に推進している。

計画策定から概ね 5 年が経過し、国が定める「住生活基本計画（全国計画）」の改定内容及び「京都府総合計画」や社会情勢の変化及び事業実績等を踏まえた計画の見直しが必要となっている。

見直しに当たっては、現計画・施策の評価や最新の住宅関係統計調査に基づく住宅市場・住宅需要の把握・分析を行うとともに、人口・世帯構成の更なる変化、住宅政策関連法の改正の動き、災害の頻発・激甚化、カーボンニュートラル、公営住宅等の住民の高齢化・子育て世代の減少その他の住宅政策に関連する多様な社会情勢を踏まえる必要がある。

このような認識のもと、人口・世帯構成の変化を踏まえた住宅政策、既存ストックの有効活用、災害対策、住生活の担い手の活動促進等、今後 10 年の住宅政策のあり方について調査審議を賜りたく諮問するもの。

【諮問事項 2】

今後 10 年の府営住宅等のあり方について

京都府では、約 15,000 戸の府営住宅等ストックが京都府住生活基本計画に基づく住宅セーフティネットの核としての適切な機能が発揮し続けられるよう「京都府府営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成 28 年度から令和 7 年度）を策定し、計画的な建替え・改善等を推進している。

同計画の計画期間終了を迎え、この間の社会経済情勢や府営住宅等に関するニーズの変化等を踏まえつつ、府営住宅の役割（ストックの有効活用）、更新期を迎える府営住宅等ストックの整備、適正な府営住宅等ストック規模、府営住宅整備における環境配慮等、今後 10 年の府営住宅等のあり方について調査審議を賜りたく諮問するもの。